

保険・年金 フォーカス

IAIGs の指定の公表 に関する最近の状況(7) — 52の IAIGs を指定 —

保険研究部 研究理事 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

各国・地域の保険監督当局等による IAIGs（国際的に活動する保険グループ）の指定を巡る状況については、2021年に、4つの保険年金フォーカス「[IAIGs の指定の公表に関する最近の状況—48 グループのうちの 45 グループが明らかに—](#)」（2021.4.1）、「[IAIGs の指定の公表に関する最近の状況\(2\)—48 グループのうちの 47 グループが明らかに—](#)」（2021.4.7）、「[IAIGs の指定の公表に関する最近の状況\(3\)—49 グループのうちの 46 グループが明らかに—](#)」（2021.7.8）及び「[IAIGs の指定の公表に関する最近の状況\(4\)—情報が更新され、49 グループのうちの 47 グループが明らかに—](#)」（2021.11.18）で報告した。その後、2022年に入って、IAIS（保険監督者国際機構）が1月17日時点での IAIGs の指定に関する新たな登録簿を公表し、その後新たに追加された IAIG がカナダの保険監督当局である OSFI により公表されたことを受けて、「[IAIGs の指定の公表に関する最近の状況（5）—情報が更新され、新たに1グループが追加され 50 グループに—](#)」（2022.2.7）を報告した。さらに、IAIS が7月26日時点での情報の更新を行い、全体で17の管轄区域からの49の IAIGs の全てが公開されたことを受けて「[IAIGs の指定の公表に関する最近の状況（6）—49 の全ての IAIGs が公開された—](#)」（2022.8.16）を報告した。

今回、IAIS は、IAIGs の指定に関して2023年2月6日付けで情報を更新しているので、その内容を報告する。

2—IAIGs とは

まずは、繰り返しになるが、IAIGs について説明しておく。

IAIGs というのは、英語で「Internationally Active Insurance Groups（国際的に活動する保険グループ）」と呼ばれており、その言葉通りに、「国際的に有意なレベルで保険事業活動を展開している保険グループ」のことを指している。その具体的な選定基準については、IAIS が定量的基準等を定めている。また、IAIGs に対しては、特別な監督・規制が行われることになっている。

1 | IAIGs の選定基準

IAIGs の選定基準のうちの定量的基準は以下の通りとなっている。

① 国際的活動

- ・3つ以上の管轄区域において、保険料が計上されていること、及び
- ・本店所在管轄区域外の GWP（Gross Written Premium：総収入保険料）のグループ全体の GWP に対する割合が 10%以上

② 規模（3年移動平均）

- ・総資産が 500 億米ドル以上、又は
- ・全体の GWP が 100 億米ドル以上

ただし、これらの定量的基準に関わらず、グループ全体ベースで IAIGs の監督に対して責任を有している GWS（グループ全体の監督者）が、限定された状況において、グループが IAIGs とみなされるかどうかを判断するための裁量権を有している。例えば、(a) 自国の保険事業活動が重大である場合、(b) 合併及び買収あるいは売却等により、近い将来に基準を満たすあるいは満たさなくなる場合、等が想定されている。

2 | 今回の IAIGs の指定に関する情報の公表

GWS が、IAIGs の指定を公表するが、場合によっては、この開示が法的変更又は規制措置を必要とすることがある。

IAIS は、このコミットメントを達成するための GWS の進捗状況を監視する。IAIS は、GWS によって公開された IAIGs の公開登録を編集する。登録簿には、公開された IAIGs の数と IAIGs の基準の充足又は監督裁量の行使に基づいて GWS により特定された IAIGs の総数を比較した情報が添付されることになっている。

3 | IAIGs に対する監督・規制

IAIGs の監督のための共通の枠組みとして、IAIS は、2019 年 11 月に、ComFrame（Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups：国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み）を採択している。

この ComFrame の中で、IAIGs に対する監督・規制内容としては、(1)監督当局の枠組み（監督カレッジの組成や危機管理グループ（CMG）の設立）、(2)資本規制、(3)再建・破綻処理計画、(4)グループガバナンス、(5)ERM（統合的リスク管理）、等が挙げられている。それぞれの項目の具体的な内容については、今回のレポートの趣旨ではないので触れないが、例えば、「(2)資本規制」について、IAIS は ComFrame の一環として ICS（保険資本基準）を策定中である。

3—IAIS による IAIGs の指定に関する登録簿の最新情報

IAIS は、IAIGs の指定に関して、2023 年 2 月 6 日時点での情報の更新¹を行っているので、ここで

¹ <https://www.iaisweb.org/uploads/2023/02/230206-Register-of-Internationally-Active-Insurance-Groups-IAIGs.pdf>

はその内容を報告する。

1 | 今回の情報更新に基づいて、IAIGs に指定された保険グループの状況

今回の IAIS による情報更新により、全体で 17 の管轄区域からの 52 の IAIGs (の全て) が公開されている。前回のレポートからは、英国からの 2 グループ (M&G plc、Phoenix Group Holdings plc) と香港からの 1 グループ (FWD Group Holdings Limited) の合計 3 グループが新たに加わっている。

これらの 52 の IAIGs の管轄区域別の内訳は、以下の通りとなっている (下線部が前回のレポートの報告からの変更箇所)。

管轄区域	IAIGs数	グループ名
フランス	8	AXA、BNP Paribas Cardif、CNP Assurances、COVEA Crédit Agricole Assurances、GROUPAMA、SCOR、SOGECAP
英国	<u>5</u>	Aviva plc、British United Provident Association Limited Legal & General Group Plc、 <u>M&G plc</u> 、 <u>Phoenix Group Holdings plc</u>
ドイツ	3	Allianz SE、HDI Haftpflichtverband der Deutschen Industrie V.a.G. Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft Aktiengesellschaft
オランダ	2	Aegon N.V.、NN Group N.V.
イタリア	1	Assicurazioni Generali S.p.A.
スペイン	1	Grupo Mapfre
ベルギー	1	Ageas SA/NV
オーストリア	1	Vienna Insurance Group AG Wiener Versicherung Gruppe
スイス	5	Baloise Group、Helvetia Group、Swiss Life Group、Swiss Re Group Zurich Insurance Group
フィンランド	1	Sampo Group
米国	9	American International Group (AIG)、Berkshire Hathaway, Inc. Chubb Group of Companies、CNA Financial、 Fairfax Financial Holdings Limited Liberty Mutual Insurance Group、MetLife, Inc.、Prudential Financial, Inc. Reinsurance Group of America, Incorporated
カナダ	4	Canada Life Assurance Company、Intact Financial Corporation Manufacturers Life Insurance Company、Sun Life Assurance Company of Canada
日本	4	Dai-ichi Life Holdings, Inc.、MS&AD Insurance Group Holdings, Inc. Sompo Holdings, Inc.、Tokio Marine Holdings, Inc.
香港	<u>3</u>	AIA Group Limited、 <u>FWD Group Holdings Limited</u> 、Prudential Plc
シンガポール	1	Great Eastern Holdings Group
オーストラリア	1	QBE Insurance Group Limited
南アフリカ	2	Old Mutual Limited、Sanlam Limited

2 | 新たに IAIGs に指定された保険グループの概要

(1)M&G plc

ロンドンを拠点とする保険グループで、貯蓄、投資、資産管理事業を展開している²。2019年10月

² Municipal & General Securities Company Limited 等に由来している。かつては Prudential plc の子会社で現在は

に、Prudential plc から英国及び欧州における貯蓄・投資事業が分割されて、設立された。Prudential Assurance Company を傘下に有している。

2021 年の GWP（収入保険料）は 4,784 百万ポンド、2021 年末の総資産は 219,134 百万ポンドとなっている。

(2) Phoenix Group

ロンドンを拠点とする保険グループで、以前の Pearl Group が、2010 年に Phoenix Group に改名した。英国、アイルランド、ドイツ等で事業展開し、生命保険や年金商品、さらには介護保険等を販売している。2018 年には Standard Life を買収して、傘下に収めている。その他に Phoenix life、SunLife（カナダの Sun Life Financial とは異なる英国の保険会社）、ReAssure Life 等を傘下に有している。

2021 年の GWP（収入保険料）は 7,455 百万ポンド、2021 年末の総資産は 333,799 百万ポンドとなっている。

(3) FWD Group

香港を拠点とする保険グループで、2013 年にパシフィックセンチュリーグループ（Pacific Century Group）の保険部門として設立された。香港、日本、シンガポール、タイ、フィリッピン、インドネシア、ベトナム、マレーシア、カンボジア（及び中国は駐在員事務所）の東南アジア諸国を中心に事業展開し、生命保険、医療保険、損害保険、従業員給付を販売している。2022 年 2 月に香港証券取引所に上場している。

2021 年の保険料³⁾は 69 億米ドル、2021 年末の総資産は 637 億米ドル（AUM（運用資産残高）は 630 億米ドル）となっている。

4—まとめ

以上、今回のレポートでは、IAIS による IAIGs の指定に関する登録簿の最新情報について報告してきた。

これまでのレポートで述べてきたように、IAIGs の指定グループの数は、それぞれの国や地域における保険市場や保険グループの海外展開の状況、さらには保険監督当局のスタンス等を反映して、それぞれの国・地域自体の保険市場の規模や一般的に認識されている大規模な保険グループの数等とは必ずしもリンクする形にはなっていない。

なお、IAIGs の指定については、適宜見直しが行われていくことになっている。

買収や合併、さらには売却等の地域別の事業展開の見直し等のグループ会社の戦略により、IAIGs のリストへの新たな追加や削除等が行われていくことにもなる。

各管轄区域においては、今後も適宜、IAIGs の指定の見直し等が行われ、必要に応じて公表されて

Swiss Re の子会社である Mercantile & General Reinsurance Company とは異なる。

³⁾ 更新保険料及び初年度保険料の 100% と一時保険料の 10%

いくことが想定されることになる。

IAIGs の指定に関する状況は、IAIGs に対する監督・規制を巡る状況と共に、関係者の関心の高い事項であることから、今後ともその動向を引き続き注視していくこととしたい。

以 上